

保障内容のご案内

お部屋の保険 セレクト



「お部屋の保険 セレクト」は、住生活総合保険のペットネームです。

この書面は、各保障内容の概要を紹介したものです。詳細は「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。

家財保障

借戸室内に収容される被保険者所有の家財に次の①～⑩までの事故によって損害が生じた場合に、家財保険金をお支払いします。

① 火災

失火や
もらい火など



② 落雷



③ 破裂・爆発

ガス爆発など



④ 落下・飛来・衝突・倒壊

建物外部からの
物体による



⑤ 水濡れ

他人の戸室や給排水設備に生じた事故による



⑥ 騒乱・労働争議

暴力行為・破壊行為



⑦ 盗難

窃盗・強盗など

*現金の盗難は20万円限度
*預貯金証書の盗難は200万円限度
*貴金属・宝石・美術品等の盗難は、1個または1組につき30万円限度
かつ1回の事故につき100万円限度

⑧ 風災・雹災・雪災

台風・豪雪など

*自己負担額5千円
(損害の額が20万円以上になった場合には、自己負担額を適用しません。)

⑨ 水災

床上浸水など

*家財保険金額の10%が限度



⑩ 破損・汚損

①～⑨以外の不測かつ突発的な事故

*1回の事故につき50万円限度
(自己負担額3万円)



いろいろな出費をサポート

臨時宿泊費用

家財保障の①～⑩の事故により借戸室が属する建物が損害を受け、その事故により電気・ガス・排水設備・生活用通路等が利用できなくなり一時的に有料宿泊施設を利用した際の宿泊費用に対し、お支払いします。

*1室1泊3万円限度かつ14泊まで、1回の事故につき20万円限度

被災転居費用

家財保険金をお支払いする場合で、その事故で建物に半損以上の損害が生じ、居住ができなくなった際の下記の転居費用に対し、お支払いします。*1回の事故につきそれぞれ20万円限度

- ① 転居先の賃貸借契約等に必要な諸費用
- ② 転居先への引越費用

残存物取片づけ費用

家財保険金をお支払いする場合で、損害を受けた家財の残存物の取り壊し、搬出、清掃に必要な費用に対し、お支払いします。

*1回の事故につき家財保険金の10%限度

失火見舞費用

借戸室から火災・破裂・爆発が発生し、他人の所有物に損害が発生した場合の見舞金等費用に対し、お支払いします。

*被災世帯数×10万円。ただし、1回の事故につき家財保険金額の20%限度

地震災害費用

借戸室が属する建物が、地震等で全損となった場合にお支払いします。

*1回の事故につき20万円

■お支払いできる例

タバコの火の消し忘れて火災を起こし、家具や洋服を焼失させてしまった。

■お支払いできない例

地震に伴う火災で家財が焼失してしまった。

災害修理費用等保障

次の損害が発生し、被保険者が自らの責めに帰すべき事由により賃貸借契約等に基づく義務に反した場合もしくは賃貸借契約等に修理すべき旨の定めがある場合または修理すべき急迫の事情※1がある場合で、自費で借戸室の損害を修理した場合に、その費用に対して修理費用保険金をお支払いします。※2 ※3

※1:原則、修理が可能となった時から7日間以内に修理に着手したものに限ります。

※2:借家人賠償責任保険金および死亡時修理費用保険金をお支払いする場合を除きます。

※3:すり傷、かき傷、塗料のはがれその他単なる外観上の損害であって機能に支障がないものを除きます。

借戸室の修理費用

家財保障の①～⑩の事故による借戸室の修理費用

*⑩の事故の場合、自己負担額1万円



ドアロック交換費用

いたづら等による、ドアロック(錠)に対する破壊、または借戸室のカギを外出先で盗まれた場合

*1回の事故につき3万円限度



取付板ガラスの修理費用

借戸室の取付板ガラスが破損し修理した場合



専用水道管修理費用

借戸室専用水道管の凍結により損害が生じ修理した場合

*1回の事故につき30万円限度

凍結再発防止費用

借戸室専用水道管に凍結事故が発生し、その箇所再発防止を施す場合

*1回の事故につき1万円限度



■お支払いできる例

化粧瓶を落とし、洗面ボールを割ってしまった。

■お支払いできない例

日常生活により床が摩耗した。

借家人賠償責任保障

次の①～③に該当する事故により、借用戶室を損壊させてしまい、貸主に対する法律上の損害賠償責任を負う場合に保障します。

- ① 火災
- ② 破裂・爆発
- ③ 給排水設備の使用または管理に起因する漏水・放水または溢水による水濡れ

■お支払いできる例

料理中に火災を起こし、借用戶室を焼失させた。

■お支払いできない例

共用部分の水道管の老朽化により、階下に漏水して損害が発生した。



個人賠償責任保障

次の①②に該当する事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負う場合に保障します。

- ① 借用戶室の使用または管理に起因する事故
 - ② 被保険者※の日常生活に起因する事故
- ※保険証券記載の被保険者およびその同居の親族

■お支払いできる例

トイレを詰まらせ水があふれたため、階下の入居者の家財に損害を与えた。

■お支払いできない例

自動車を運転中、他人に接触しケガをさせてしまった。



死亡時修理費用保障

死亡による修理費用

被保険者の死亡により、借用戶室が損害を受けた際の清掃・消臭・修理の費用を被保険者※が負担した場合に保障します。

遺品整理費用

被保険者が死亡し、借用戶室を貸主に明け渡すために必要な遺品の整理費用を被保険者※が負担した場合に保障します。

※相続人・保証人を含みます。

- 保障内容についての詳細は、「ご契約のしおり（約款）」をご参照ください。また、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をご一読ください。
- 既にご加入されている保険がある場合、その保障内容をよくご確認のうえ、お申し込みください。

「お部屋の保険 セレクト」(住生活総合保険) 保険期間2年 (注1) 契約タイプ別保険金額一覧表

契約タイプ (注2)	死亡時修理費用保障あり				死亡時修理費用保障なし				
	DA1	DA2	DA3	DA5	DD1	DD2	DD3	DD5	
保険料 (一時払い)	15,500円	16,500円	17,500円	20,000円	13,000円	13,500円	15,000円	17,500円	
保険金額	家財保障	150万円	200万円	300万円	500万円	150万円	200万円	300万円	500万円
	災害修理費用等保障	100万円				100万円			
	借家人賠償責任保障	2,000万円 (注3)				2,000万円 (注3)			
	個人賠償責任保障								
死亡時修理費用保障	50万円				—				

(注1) 保険期間が1年の契約タイプもご用意しております。Web上のお申込手続きの際にお選びいただけます。

(注2) 弊社では、死亡時修理費用保障が付帯された契約タイプと付帯されていない契約タイプをご用意しております。詳しくはWeb上のお申込み手続きの「契約タイプ」をご覧ください。

(注3) 1回の事故において、借家人賠償責任保険金および個人賠償責任保険金をお支払いする場合には、合計して、2,000万円が限度となります。

■ 付帯サービスのご案内

※当サービスは、保険会社の提携先業者を通じて提供します。

現場急行サービス



カギのトラブル



ガラスのトラブル



水まわりのトラブル

- 水まわり・カギ・ガラスのトラブルで緊急性がある場合に、出動します。
- 出張料金は無料です。作業料金、部品代、ガラス代金はご契約者様のご負担になります。(一部、無料となる作業もあります。)
- **365日 24時間受付**



0120-365-935

医療相談サービス



少し目を放した隙に、子供が頭をぶつけて泣いている！
どうしよう・・・

夜中に発熱、寒気がして我慢できない！診察してくれる病院はあるだろうか？

- 医療・健康相談に関して、医療専門スタッフをご相談に応じます。
 - 相談費用は無料です。
 - **緊急医療相談・緊急医療機関案内／365日 24時間受付**
- ※上記サービス以外は受付時間が異なりますので、詳細は当社ホームページをご覧ください。



0120-503-797

保険期間中は何度でもご利用いただけます。

■ 契約者さま専用ページのご利用方法 (ご契約内容はお申込完了の翌日からご覧になれます。)

● 「契約者さま専用ページ」へのアクセス方法

- ①、②いずれかの方法で、ログイン画面を開いてください。
 - ① 保険会社のホームページ (<https://www.tmssi.co.jp>)から「契約者さま専用ページ」のリンクボタンをクリックしてアクセスする
 - ② 右の二次元コードをスマートフォンで読み取り、アクセスする
- ログインIDとパスワードを入力して「ログイン」をクリックしてください。
※不正アクセス防止のため、初回ログイン時、任意のパスワードへ変更してください。
パスワードは、英字大文字、英字小文字、数字を混在させ、8～16文字で設定してください。
- 「契約者さま専用ページ」のログインの際には、セキュリティ強化のため、電話番号(※)による本人認証を実施しています。電話番号にご変更等ございましたら、「お問い合わせ先(0120-670-055)」までご連絡ください。
※電話番号とは、保険のお申込時に入力いただいた契約者様の電話番号です。

▼ 保険会社ホームページのリンクボタンイメージ



▼ 二次元コード



● 契約者さま専用ページの「ご契約一覧」からできること

【**契約確認**】 契約内容の確認 (Web表示) 【**領収証**】 保険料領収証の表示・印刷

【**変更**】 保険契約内容の変更 (「契約者住所」「電話番号」「生年月日」「メールアドレス」「役職名」「被保険者の住所」の変更)

【**解約**】 お引越(退去)に伴う、解約 (「転居」「他社へ保険切替」「借戸室購入」等の場合の解約)

■ お引越(退去)・ご契約内容に関するお問い合わせ

東京海上ミレア少額短期保険株式会社
お客様コールセンター



0120-670-055

(フリーダイヤル)

受付時間／平日9:30～17:00

(土日・祝日・休日および12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます)
借戸室から転居の場合は、借戸室の変更または解約などのお手続きが必要です。
解約される場合には、保険料を返還する場合がありますので早めにご確認ください。

■ 事故のご連絡・ご相談

東京海上ミレア少額短期保険株式会社
事故受付センター



0120-811-333

(フリーダイヤル)

受付時間／24時間365日

受付後は以下の営業時間で事故の対応をさせていただきます。
営業時間／平日9:30～17:00
(土日・祝日・休日および12月30日～1月3日はお休みとさせていただきます。)

■ 取扱代理店

JP損保サービス株式会社

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル4F TEL: 0120-307-318

受付時間／平日10:00～17:00 (土日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

東京海上ミレア少額短期保険株式会社
〒220-8135 横浜市西区みなとみらい2-2-1-1
横浜ランドマークタワー35F
<https://tmssi.co.jp/select/>

東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
〒532-0003 大阪市淀川区宮原4-1-9
新大阪フロントビル11F
<https://twssi.co.jp/select/>

※引受保険会社および共同保険の幹事保険会社等につきましては、保険証券等の記載でご確認ください。

260308-0 2026.03